

【移住支援金の対象要件】

令和5年8月1日以降に転入された方に適用

①の要件を満たす方のうち、②～⑥のいずれかの要件を満たす就業、テレワーク、起業等をした方が対象となります。

①移住等に関する要件

次の(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア)移住元に関する要件 [次に掲げる事項の**全てに該当**すること]

(a)	本市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(※1)のうちの条件不利地域(※2)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと。
(b)	本市へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

※ 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、その後東京23区内にある企業等へ就職したときは、通学期間も対象期間とすることができる。

※1 東京圏とは・・・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

※2 東京圏のうちの条件不利地域とは・・・

- [埼玉県] 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
[千葉県] 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
[東京都] 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
[神奈川県] 山北町、真鶴町、清川村

(イ)移住先に関する要件 [次に掲げる事項の**全てに該当**すること]

(a)	令和5年8月1日以降に能美市に転入(住民票の移動)したこと。
(b)	移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
(c)	移住支援金の申請日から5年以上、能美市に継続して居住する意思を有していること。

(ウ)その他の要件 [次に掲げる事項の**全てに該当**すること]

(a)	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
(b)	日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
(c)	その他石川県または能美市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

②就業(一般就業人材)に関する要件

次の(ア)～(キ)の**全てに該当**すること。

(ア)	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
(イ)	就業先が、石川県が移住支援金の対象として、いしかわ移住支援事業マッチングサイト(以下、「マッチングサイト」)に掲載している求人であること。
(ウ)	就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
(エ)	週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに示す対象法人に就業していること。
(オ)	上記(イ)の求人に応募した日が、マッチングサイトに同求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
(カ)	当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
(キ)	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

③就業（専門人材）に関する要件

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業する場合で、次の（ア）～（キ）の**全てに該当**すること。

（ア）	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
（イ）	プロフェッショナル人材（※3）に該当する職種（※4）に就業すること。
（ウ）	就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
（エ）	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業していること。
（オ）	当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
（カ）	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
（キ）	目標達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

※3 プロフェッショナル人材とは・・・

経営人材・経営サポート人材、新事業立ち上げ・販路開拓人材、生産性向上人材

※4 プロフェッショナル人材に該当する職種とは・・・

役員、管理職、経営関係の専門職、企画職、マーケティング職、研究職、技術職、生産管理職

④テレワークに関する要件

次の（ア）（イ）の**全てに該当**すること。

（ア）	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
（イ）	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））またはその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

⑤関係人口に関する要件

次の（ア）～（ウ）の**いずれかに該当**すること。ただし、Uターン者を除く。

（ア）	能美市の関係人口施策、関係人口の創出に向けた交流プログラムに参加し、定期的に現地にて実践活動を行っていた者。
（イ）	能美市の地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域の課題解決に向けた取組について、企画・運営に携わった者。
（ウ）	地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加し、当該地域の担い手となっていた者。

⑥起業に関する要件

下記に**該当**すること。

起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けており、移住支援金の申請時において、当該交付決定日から1年以内であること。

世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次の（ア）～（エ）の**全てに該当**すること。

（ア）	申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
（イ）	申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
（ウ）	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和5年8月1日以降に転入（住民票の移動）したと。
（エ）	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
（オ）	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。